



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第73号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（ " ）	3
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	4

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（課及び室）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、施設課に発電事業推進室を置く。

第4条の表経営課の項第1号中「公営企業の経営計画、経営管理及び経営分析」を「電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業の経営」に改め、同項第2号中「公営企業の事業計画」を「経営計画」に改め、「（施設課の所掌するものを除く。）」を削り、同項第3号中「電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業」を「施設」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条の表施設課の項第1号中「公営企業の事業計画」を「施設の整備及び管理の計画」に改め、「（土木事業に関することに限る。）」を削り、同項第2号中「電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業の管理及び」を削り、同項第3号中「建設事業の実施」を「施設の管理」に改め、同項中第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、同項に次の3号を加える。

(5) 電気事業の新規事業の調査、計画及び開発に関すること（発電事業推進室）。

(6) 水力発電所のリニューアル事業に関すること（発電事業推進室）。

(7) 技術支援に関すること（発電事業推進室）。

第5条の表施設課の項中「施設運営・長寿命化スタッフ」を「長寿命化スタッフ」に改める。

第7条第1項の表中

「

課	課長	上司の命を受け課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	----	------------------------------

」

を

「

課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課に置かれた室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第24号を第26号とし、第12号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 企画幹 組織規程第7条第2項に規定する企画幹をいう。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 室長 組織規程第7条第1項に規定する室長をいう。

第10条第1項中「グループリーダー」の次に「及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）」を加え、同条第2項中「置かれる」の次に「室長、」を加える。

第11条の見出しを「（グループリーダー等の専決事項）」に改め、同条第1項中「グループリーダー」を「グループリーダー等」に改め、同項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「1件300万円未満の」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 1件5万円未満の物件等の借入れを決定すること。

第13条ただし書を削る。

第16条の2第1項の表局長の項第5号中「上席調整監又は調整監を」を「室長、上席調整監又は調整監を」に改め、「あつては、」の次に「当該室長、」を、「当該」の次に「室長、」を加え、同表課長の項第1号中「上席調整監又は調整監を」を「室長、上席調整監又は調整監を」に改め、「あつては、」の次に「当該室長、」を、「当該」の次に「室長、」を加え、同項第2号中「グループリーダー」の次に「を置く課にあつてはグループリーダー又は企画幹を置く課にあつては企画幹」を加える。

第16条の5の見出しを「（室長等の専決事項の特例）」に改め、同条中「グループリーダーが専決する」を「室長、上席調整監、調整監又はグループリーダー等が専決する」に改め、「グループリーダーが不在」を「当該専決することができる者が不在」に改める。

別表第1第6号中「次長」を「技監、次長」に改め、同表第12号中「2 職員に研修を命ずること。」を削る。

別表第2中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 令達された予算の範囲内において支出を決定すること。

別表第5の7の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「、決定」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の級区分」を「は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するもの」とし、その分類の基準となるべき職務の内容」に改め、「別表第2」の次に「の級別基準職務表に定めるところ」を加える。

別表第1中「行政職給料表級別職務区分表」を「行政職給料表級別基準職務表」に、

「

職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改め、同表6級

の項中「課長」の次に「又は室長」を加える。

別表第2中「技能労務職員級別職務区分表」を「技能労務職員級別基準職務表」に、

「

職 務

」を

「

基 準 職 務

」に改める。

別表第3中「上席調整監」を「室長 上席調整監」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「電気主任技術者」を「電気主任技術者（統括）」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電気主任技術者

第4条第2項の表中

	電気主任技術者	本局又は東 部事務所 (統括)	本局にあつては課 長、調整監又はグル ープリーダー、東部 事務所にあつては所 長又は管理部長
		東部事務所 西部事務所	企画員以上の職にあ る職員

電気主任技術者 (統括)	本局又は東 部事務所	本局にあつては課 長、室長、調整監又 はグループリーダ
-----------------	---------------	-----------------------------------

		一、東部事務所にあっては所長又は管理部長
電気主任技術者	本局 東部事務所 西部事務所	企画員以上の職にある職員

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。